

## 看護師の「特定行為研修の包括同意についてのお願い」

### 当院は、特定行為研修を行う研修機関に指定されています。

特定行為研修中の看護師は、研修の一環として指導医の助言や指導の下に十分に安全に配慮し実習を行います。研修ご協力に関しましては、この文面による包括同意を持ってご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意がいただけない場合には、当該部署の責任者または、患者相談窓口へご相談ください。（ご同意がいただけない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることは一切ありません。）

### 【見学及び実施する特定行為】

| 特定行為                          | 特定行為の概要                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 侵襲的陽圧換気の設定の変更                 | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（人工呼吸器との同調、一回換気量、意識レベル等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO <sub>2</sub> ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の人工呼吸器の設定条件を変更する。 |
| 非侵襲的陽圧換気の設定の変更                | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、気道の分泌物の量、努力呼吸の有無、意識レベル等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO <sub>2</sub> ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、非侵襲的陽圧換気療法（NPPV）の設定条件を変更する。      |
| 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整  | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（睡眠や覚醒のリズム、呼吸状態、人工呼吸器との同調等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO <sub>2</sub> ）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮静薬の投与量の調整を行う。                      |
| 人工呼吸器からの離脱                    | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、一回換気量、努力呼吸の有無、意識レベル等）、検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO <sub>2</sub> ）等）及び血行動態等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、人工呼吸器からの離脱（ウィーニング）を行う。         |
| 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整          | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、栄養状態等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整を行う。                                                                    |
| 脱水症状に対する輸液による補正               | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渇や倦怠感の程度等）及び検査結果（電解質等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う。                                                  |
| 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整           | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（動悸の有無、尿量、血圧等）、血行動態及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のカテコラミン（注射薬）の投与量の調整を行う。                                                          |
| 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（口渇や倦怠感の程度、不整脈の有無、尿量等）及び検査結果（電解質、酸塩基平衡等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロール（注射薬）の投与量の調整を行う。                                 |
| 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整              | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（意識レベル、尿量の変化、血圧等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の降圧剤（注射薬）の投与量の調整を行う。                                                               |
| 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整      | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、栄養状態、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整を行う。                                                         |
| 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整              | 医師の指示の下、手順書により、身体所見（口渇、血圧、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等）及び検査結果（電解質等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の利尿剤（注射薬）の投与量の調整を行う。                                                    |